

## 令和6年 第3回宮代町農業委員会総会会議録

1. 開催日時 : 令和6年3月25日(月) 15時00分から15時30分
2. 開催場所 : 宮代町役場 202会議室
3. 委員出欠状況

議席	氏名	出欠席	議席	氏名	出欠席
1	大島 悟	○	2	福澤 邦夫	○
3	岡村 宏一	○	4	森山 松年	○
5	日下部 好克	○	6	関根 武男	○
7	深井 一郎	—	8	川田 美千代	—
9	飯塚 信利	○	10	島村 重昭	○
11	齋藤 幸江	○	12	中野 松夫	○
13	岩本 勝正	○	14	折原 正英	○

### 4. 議事日程

日程第1	議事録署名委員の指名について
日程第2	農地法第3条の規定による許可申請について
日程第3	農地法第5条の規定による許可申請について
日程第4	農業経営基盤強化促進法について
日程第5	農業振興地域整備計画の変更に係る農業委員会協議について
日程第6	令和6年度最適化活動の目標設定(案)について
	報告事項

### 5. 農業委員会事務局職員

事務局	事務局長兼産業観光課長	小川 英一郎
	産業観光課主幹	鈴木 功
	農地調整担当主査	小島 春樹
	農地調整担当主事	益子 智渚
	農地調整担当主事	杉本 花英

### 6. 会議の概要

## ◎開 会

(会長)

みなさん、こんにちは。

今月につきましても引き続き、アルコール消毒の実施、換気などに注意をし、短時間で進めたいと考えておりますので、皆様の御協力をお願いいたします。

本日の出席委員は、12名でございます。欠席委員は、2名です。定足数に達しておりますので、これより令和6年第3回農業委員会総会を開会いたします。

日程第1の議事録署名委員の指名についてですが、「9番 飯塚信利委員」と「11番 齋藤幸江委員」を指名します。

(会長)

続きまして、日程第2・議案第4号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。今月は1件案件がございます。それでは事務局説明お願い申し上げます。

(事務局)

それでは、御説明いたします。

申請地は、■■の田畑6筆で面積は合計 1,356 m<sup>2</sup>でございます。譲受人は宮代町内にお住まいの方です。譲渡人は千葉県にお住まいの方です。権利の移転形態は、「所有権移転」です。詳細につきましては、お手元の議案書及びモニターを御参照ください。

本申請の経緯についてですが、申請地周辺を譲受人にて以前から耕作しておりましたが、この度所有権移転を行い、譲受人の農地として耕作するために、今回の申請に至りました。

農地を耕作農地として譲り渡すことから、本件は「農地法第3条の許可申請」に該当いたします。

申請地の位置ですが、案内図を御覧ください。■■■■の南西側に位置しています。公図で見ますと、このような形となります。

現況写真はこちらです。譲受人の作付計画によりますと、農地の取得後、野菜や栗等を作付けする計画となっております。

申請地の現況につきましては、以上です。

次に、譲受人の耕作状況について御確認頂きます。譲受人の経営農地は、宮代町内に28筆、総面積は7,115 m<sup>2</sup>になります。

事前に事務局において、耕作農地の全てについて調査を行い、現況を確認しておりますが、皆さまにも現在の耕作状況について、御確認していただきます。

なお、今回の申請地6筆のうち■■■■番■■、■■■■番■、■■■■番の3筆については既に譲受人が利用権設定にて耕作をしているため、経営農地にも含めさせていただいております。

(現状の確認)

譲受人の耕作地の説明は以上となります。

最後に、農地法第3条第2項に基づく判断基準4点と照らし合わせて、本案件の許可の審議をお願いいたします。

基準の1点目は、「全部効率利用要件」です。これは経営している農地を全て効率的に利用し、耕作しているか否かという判断基準となります。

今回の譲受人について、農業機械や労働力・技術が十分であるかどうかの視点で判断する必要があります。申請書においては「耕耘機」「農業用自動車」「トラクター」を各1台ずつ所有しており、本人と世帯員が耕作する旨の記載がありました。

2点目は、「農作業常時従事要件」です。こちらは譲受人又は世帯員が農業経営に必要な農作業に常時従事する必要があるというもので、年間150日以上働いているか否かが判断基準となります。今回の場合は、世帯主である譲受人本人が農業従事者として農家基本台帳に登録されており、申請書には年間30日従事と記載されておりました。年間150日には達しておりませんが、申請書に「必要な農作業がある限り従事している」旨の記載がありましたので、農業従事に必要な日数は確保しうるものと考えます。

3点目は、「農地所有適格法人の要件」についてですが、該当はございません。

4点目は、「地域との調和要件」でございます。この要件につきましても、地域での取り組みを遵守することから、特に問題ないと考えます。

以上の観点から、農地法第3条第2項の各号の許可要件を全て満たしているものと考えます。

以上で説明を終了させていただきます。

御審議の程、よろしく申し上げます。

(会長)

それでは、御審議願います。

(■■番 ■委員)

現場を確認したところ案内図の通り、耕作及び草刈り等の管理が十分になされていることが確認できたので、許可することについて問題はないかとおもいま

す。

(会長)

他に御意見ありますでしょうか。ないようでございます。それではこの件に関しまして、「やむを得ない」としてよろしいでしょうか。賛成の方は「挙手」をお願い申し上げます。

<全員挙手>

(会長)

「挙手全員」ということで、この件につきましては「やむを得ない」といいたします。

(会長)

続きまして、日程第3「農地法第5条の規定による許可申請」について上程いたします。今月は1件案件がございます。それでは事務局説明お願い申し上げます。

(事務局)

それでは、御説明いたします。

申請地は、■■■■■■■■■■の田17筆で、面積は合計11,079.61㎡でございます。

譲受人は戸田市で土木業を営む法人です。譲渡人は宮代町内にお住まいの方4名と久喜市にお住まいの方1名の計5名です。

転用目的は「農地改良による一時転用」です。権利の移転形態は、「使用貸借権の設定」となります。

詳細につきましては、お手元の議案書及びモニターを御参照ください。

本申請の経緯について御説明いたします。本申請地は水田として以前まで水稲の作付が行われていましたが、農地所有者及び耕作者の高齢化に伴い、水田として管理を継続していくことが困難な状態になっています。将来の管理について検討した結果、農地改良を行って畑に転換し、■■■■■■■■■■が農地を借り受けてネギの耕作を行うことになったため、今回の申請に至りました。

申請地の位置については、「案内図」を御覧ください。■■■■■■■■■■の南側に位置しています。公図で見ますと、このような形になります。

今回は農地改良の申請で、工期は許可後9ヶ月となっております。

工法は、地面を掘削し搬入土を充填した上に、掘削した土を盛る天地返しと

いう方法を用います。搬入土は工事残土です。搬入経路図はこちらでございます。

土砂の搬入に際しては、1日あたり10トン車が20台稼働する計画です。現況につきましてはモニターの写真を御覧ください。

続きまして、「土地利用計画図の平面図」を御覧ください。AからFまでの断面図を基に、宮代町及び埼玉県の農地改良要綱を満たしているかを御確認いただきます。それではAの断面図をご覧ください。水路から30cmセットバックを取り、排水溝も幅、深さともに20cmを確保しています。そこから平場を160cm取り、法面は320cmとっております。高さは平場と同じ160cmです。埼玉県のとて要綱上、平場：法面：高さは1：2：1以内におさめる必要がありますが、その基準を満たしております。また、耕作土は60cm以上確保しなければならないと定められておりますが、こちらを満たしております。

BからEの断面図についても御確認をお願いします。B、Cの断面に関しましては、境界が確定していないため、境界（仮）と示しております。

農地法の観点から説明いたしますと、申請地は農振農用地に該当します。以上で説明を終了させていただきます。御審議の程よろしく願いいたします。

(会長)

それでは御審議お願い申し上げます。

(■番 ■■委員)

先程、■■会長、■■委員、事務局の方と現地調査に行つて参りました。当該地は、先程説明のあったとおり、以前は水田をやっていましたが、ここ何年かやっていなくて、荒れ果てた草が生い茂ってました。

今回、農地改良をやるということなんですが、この業者は結構宮代でも土地を埋め立てたりしている業者なので、変な土を盛るなどの心配はないと思います。あとは、ダンプの搬入の影響も周りにもないと思います。以上のことから問題ないと思いますので御審議の程よろしく願いします。

(会長)

他に御意見ありますでしょうか？

ないようでございます。それではこの件に関しまして、「やむを得ない」としてよろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願い申し上げます。

<全員挙手>

(会長)

「挙手全員」ということで、この件につきましては「やむを得ない」といいたします。

(会長)

続きまして、日程第4・議案第6号「農業経営基盤強化促進事業について」を上程いたします。今月は新規の案件が12件、更新の案件が35件ございます。全案件の説明終了後、借受人ごとにまとめて御審議お願い申し上げます。

また、案件の中に本日御出席いただいている農業委員に関わる案件がございます。

「宮代町農業委員会会議規則」第11条の「議事参与の制限」に該当することから、案件の説明・審議の際は御退席をいただくこととなるため、議事参与の制限に該当する案件から説明・審議を進めさせていただきたいと思っております。

それ以外の審議については、該当する案件の説明終了後、まとめて審議願います。

それでは、まず13番から14番までの案件が■■委員に係る案件になりますので、恐縮ですが退席願います。

<■■委員 退席>

(会長)

それでは事務局説明お願い申し上げます。

(事務局)

それでは御説明いたします。本案件は、「農業経営基盤強化促進法」に基づく、農地の利用権設定の申出でございます。こちらにつきましては、農地法によらず、農地の利用権を設定するものです。今月は新規の案件が12件、更新の案件が35件ございます。新規の案件は、スクリーンに農地の位置を写しますが、更新の案件につきましては、議案書読み上げ等省略させていただきます。

13番及び14番の■■委員に係る案件は、更新案件になりますので、議案書を確認いただき御審議願います。以上です。

(会長)

それでは、■■委員に係る案件について御審議お願い申し上げます。

まず、13番について何かございますでしょうか。ないようでございます。それではこの件に関しまして「決定」としてよろしいでしょうか。賛成の方は「挙

手」をお願いいたします。

<全員挙手>

(会長)

それではこの件については「決定」とさせていただきます。続きまして14番の案件について御審議お願い申し上げます。ないようでございます。それではこの件に関しまして「決定」としてよろしいでしょうか。賛成の方は挙手お願い申し上げます。

<全員挙手>

(会長)

「挙手全員」ということでこの件については「決定」することといたします。それでは■■委員お戻りいただきたいと存じます。

<■■委員 着席>

(会長)

続きまして15番の案件が■■委員に係る案件になりますので、恐縮ですが■■委員さん御退席お願い申し上げます。

<■■委員 退席>

(会長)

それでは事務局説明お願い申し上げます。

(事務局)

それでは御説明いたします。15番の■■委員に係る案件も更新案件でございますので、議案書を確認いただき御審議お願いします。

(会長)

それでは、■■委員の案件について御審議お願い申し上げます。  
ないようでございます。それではこの件に関しまして「決定」としてよろしいでしょうか。賛成の方は「挙手」をお願い申し上げます。

<全員挙手>

(会長)

「挙手全員」ということでこの件については「決定」とさせていただきます。それでは■■■委員さんお戻りいただきたいと存じます。

続きまして24番の案件でございます。■■■委員に係る案件になりますので、恐縮ですが■■■さんご退席お願い申し上げます。

<■■■委員 退席>

(会長)

それでは事務局説明お願い申し上げます。

(事務局)

それでは御説明いたします。24番の■■■委員に係る案件も更新案件でございますので、議案書を確認いただき御審議お願いします。

(会長)

それでは、■■■委員に係る案件について御審議お願い申し上げます。

ないようでございます。それではこの件に関しまして「決定」としてよろしいでしょうか。賛成の方は「挙手」をお願い申し上げます。

<全員挙手>

(会長)

「挙手全員」ということで、「決定」とさせていただきます。それでは■■■委員さんお戻りいただきたいと存じます。

<■■■委員 着席>

(会長)

「議事参与の制限」に該当する案件は以上でございます。それでは新規案件について事務局説明お願い申し上げます。

(事務局)

それでは、新規案件について御説明いたします。

1番については、■■■と■■■にある田2筆です。権利の設定を受ける者は



■■地内にお住まいの方で、現在の耕作面積は 383.52a、今回利用権を設定する面積は、1,691 m<sup>2</sup>です。設定する利用権の種類は「賃借権」で、期間は令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日までの 5 年間です。

2 番については、■■■にある田 1 筆です。権利の設定を受ける者は■■■にある法人で、現在の耕作面積は 2,142.16a、今回利用権を設定する面積は、合計 1,478 m<sup>2</sup>です。設定する利用権の種類は「解除条件付使用貸借権」で、期間は令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日までの 5 年間です。

3 番については、■■■にある田 5 筆です。権利の設定を受ける者は■■地内にお住まいの方で現在の耕作面積が 90.09a、今回利用権を設定する面積は合計 3,683 m<sup>2</sup>です。設定する利用権の種類は「使用貸借権」で、期間は令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日までの 5 年間です。

4 番については、■■■にある田 4 筆です。権利の設定を受ける者は■■地内にお住まいの方で、現在の耕作面積は 105.59a、今回利用権を設定する面積は、合計 1,202 m<sup>2</sup>です。設定する利用権の種類は「使用貸借権」で、期間は令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日までの 5 年間です。

5 番については、■■■■■■■にある畑 4 筆、田 1 筆です。権利の設定を受ける者は■■地内にお住まいの方で、現在の耕作面積は 66.96a、今回利用権を設定する面積は、合計 2,603 m<sup>2</sup>です。設定する利用権の種類は「賃借権」で、期間は令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日までの 5 年間です。

6 番については、■■■■■にある畑 3 筆、田 3 筆です。権利の設定を受ける者は春日部市にある法人で、現在の耕作面積が 65.59a、今回利用権を設定する面積は、合計 3,557 m<sup>2</sup>です。設定する利用権の種類は「賃借権」で、期間は令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの 3 年間です。

最後に 7 番から 12 番については、■■■■■■■■■にある田 20 筆と、■■■■■■■にある田 2 筆です。権利の設定を受ける者は白岡市にある法人で、現在の耕作面積は 455.98a、今回利用権を設定する面積は、合計 14,250.61 m<sup>2</sup>です。設定する利用権の種類は「使用貸借権」で、期間は令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日までの 5 年間です。

13 番以降は更新案件となりますので、議案書の読み上げ等は省略させていただきます。以上でございます。御審議の程よろしくお願い致します。

(会長)

それでは、1 番、そして 16 番、17 番、18 番、19 番について御審議お願い申しあげます。

ないようでございます。それではまず 1 番の案件について「決定」としてよろしいでしょうか。賛成の方は「挙手」をお願い申し上げます。

<挙手全員>

(会長)

「挙手全員」ということで、この件については「決定」とさせていただきます。

続きまして16番の案件につきまして「決定」としてよろしいでしょうか。賛成の方は「挙手」をお願い申し上げます。

<挙手全員>

(会長)

「挙手全員」ということで「決定」とさせていただきます。

続きまして17番の案件について「決定」としてよろしいでしょうか。賛成の方は「挙手」をお願い申し上げます。

<挙手全員>

(会長)

「挙手全員」ということで「決定」とすることといたします。

続きまして18番の案件について「決定」としてよろしいでしょうか。賛成の方は「挙手」をお願い申し上げます。

<挙手全員>

(会長)

「挙手全員」ということで「決定」させていただきます。

続きまして19番について「決定」としてよろしいでしょうか。賛成の方は「挙手」をお願い申し上げます。

<挙手全員>

(会長)

「挙手全員」ということで「決定」とさせていただきます。

続きまして、2番の案件について御審議お願い申し上げます。

ないようでございます。それでは2番に関しまして「決定」としてよろしい

でしょうか。賛成の方は「挙手」をお願い申し上げます。

<挙手全員>

(会長)

「挙手全員」ということで、2番については「決定」とさせていただきます。  
続きまして、3番について御審議をお願い申し上げます。  
ないようでございます。それでは3番に関しまして「決定」としてよろしい  
でしょうか。賛成の方は「挙手」をお願い申し上げます。

<挙手全員>

「挙手全員」ということで、「決定」とさせていただきます。  
続きまして、4番について御審議をお願い申し上げます。  
ないようでございます。4番につきましても「決定」としてよろしいでし  
うか。賛成の方は「挙手」をお願い申し上げます。

<挙手全員>

(会長)

「挙手全員」ということで、「決定」とさせていただきます。  
続きまして5番そして46番について御審議をお願い申し上げます。  
ないようでございます。それではまず5番の案件につきまして「決定」とし  
てよろしいでしょうか。賛成の方は「挙手」をお願い申し上げます。

<挙手全員>

(会長)

「挙手全員」ということで、「決定」とさせていただきます。  
続きまして46番の案件について「決定」としてよろしいでしょうか。賛成の  
方は「挙手」をお願い申し上げます。

<挙手全員>

(会長)

「挙手全員」ということで、「決定」をさせていただきます。

続きまして6番の案件について御審議お願い申し上げます。

(■■番 ■■委員)

確認なのですが、借賃が「全体で月額6万円」とあるのですが、これはどういう意味ですか？

(事務局)

御説明いたします。「■■■■■■■■」について、簡単に紹介させていただきます。こちらの「■■■■■■■■」ですが、もともと春日部市の■■■■■の方で、営農するために立ち上げた法人でございまして、今度宮代町内で農地を借り受けて、宮代町内で農業を開始したいということで、今回の農地の借り受けとなりました。「■■■■■■■■」につきましては、しいたけ栽培をやっておりまして、現に■■■■■の「■■■■■■■■」にも組合員として、しいたけ等を出荷しております。宮代町内で今回借り受けるところでは、主に露地野菜をやっていきますが、将来的に宮代町内でまた新たな畑が確保できた暁には、しいたけ栽培も視野に入れてやっていきたいということです。

そして、今回の賃料の設定につきましては、直接所有者の方とやり取りをしたわけではなく、間にちょっと不動産業者が入っているということで、このような高額な設定となったと本人から聞いております。以上でございます。

(会長)

他になにか御意見ありますでしょうか。

ないようでございます。6番に関しまして「決定」としてよろしいでしょうか。賛成の方は「挙手」をお願い申し上げます。

<挙手全員>

(会長)

「挙手全員」ということで、「決定」とさせていただきます。

続きまして7番から12番について御審議お願い申し上げます。

ないようでございます。それではまず7番の案件について「決定」としてよろしいでしょうか。賛成の方は「挙手」をお願い申し上げます。

<挙手全員>

(会長)

「挙手全員」ということで、「決定」をさせていただきます。

続きまして8番の案件について「決定」としてよろしいでしょうか。賛成の方は「挙手」をお願い申し上げます。

<挙手全員>

(会長)

「決定」とさせていただきます。

続きまして9番の案件について「決定」としてよろしいでしょうか。賛成の方は「挙手」をお願い申し上げます。

<挙手全員>

(会長)

「挙手全員」ということで、「決定」とさせていただきます。

続きまして10番の案件について「決定」としてよろしいでしょうか。賛成の方は「挙手」をお願い申し上げます。

<挙手全員>

(会長)

「挙手全員」ということで、「決定」とさせていただきます。

続きまして11番の案件について「決定」としてよろしいでしょうか。賛成の方は「挙手」をお願い申し上げます。

<挙手全員>

(会長)

「挙手全員」ということで、「決定」とさせていただきます。

続きまして12番につきまして「決定」としてよろしいでしょうか。賛成の方は「挙手」をお願い申し上げます。

<挙手全員>

(会長)

「挙手全員」ということで、「決定」とさせていただきます。

続きまして20番について御審議お願い申し上げます。

ないようでございます。それでは20番の案件に関しまして「決定」としてよろしいでしょうか。賛成の方は「挙手」をお願い申し上げます。

<挙手全員>

(会長)

「挙手全員」ということで、「決定」とさせていただきます。

続きまして21番の案件について御審議お願い申し上げます。

ないようでございます。それでは21番について「決定」としてよろしいでしょうか。賛成の方は「挙手」をお願い申し上げます。

<挙手全員>

(会長)

「挙手全員」ということで、「決定」とさせていただきます。

続きまして22番、23番、25番から32番の案件について御審議お願い申し上げます。

ないようでございます。それではまず、22番の案件について「決定」としてよろしいでしょうか。賛成の方は「挙手」をお願い申し上げます。

<挙手全員>

(会長)

「挙手全員」ということで、「決定」とさせていただきます。

続きまして23番について「決定」としてよろしいでしょうか。賛成の方は「挙手」をお願い申し上げます。

<挙手全員>

(会長)

「挙手全員」ということで、「決定」とさせていただきます。

続きまして25番の案件について「決定」としてよろしいでしょうか。賛成の方は「挙手」をお願い申し上げます。

<挙手全員>

(会長)

「挙手全員」ということで、「決定」とさせていただきます。

続きまして26番の案件について「決定」としてよろしいでしょうか。賛成の方は「挙手」をお願い申し上げます。

<挙手全員>

(会長)

「挙手全員」ということで、「決定」とさせていただきます。

続きまして27番の案件について「決定」としてよろしいでしょうか。賛成の方は「挙手」をお願い申し上げます。

<挙手全員>

(会長)

それでは27番については「決定」とすることといたします。

続きまして28番の案件について「決定」としてよろしいでしょうか。賛成の方は「挙手」をお願い申し上げます。

<挙手全員>

(会長)

「挙手全員」ということで、「決定」とさせていただきます。

続きまして29番の案件について「決定」としてよろしいでしょうか。賛成の方は「挙手」をお願い申し上げます。

<挙手全員>

(会長)

「挙手全員」ということで、「決定」とさせていただきます。

続きまして30番の案件について「決定」としてよろしいでしょうか。賛成の方は「挙手」をお願い申し上げます。

<挙手全員>

(会長)

「挙手全員」ということで、「決定」とさせていただきます。

続きまして31番の案件について「決定」としてよろしいでしょうか。賛成の方は「挙手」をお願い申し上げます。

<挙手全員>

(会長)

「挙手全員」ということで、「決定」とさせていただきます。

続きまして32番の案件について「決定」としてよろしいでしょうか。賛成の方は「挙手」をお願い申し上げます。

<挙手全員>

(会長)

「挙手全員」ということで、「決定」とさせていただきます。

続きまして、33番から35番について御審議お願い申し上げます。

ないようでございます。それでは33番の案件について「決定」としてよろしいでしょうか。賛成の方は「挙手」をお願い申し上げます。

<挙手全員>

(会長)

「挙手全員」ということで、「決定」とさせていただきます。

続きまして34番の案件について「決定」としてよろしいでしょうか。賛成の方は「挙手」をお願い申し上げます。

<挙手全員>

(会長)

それでは34番については「決定」とさせていただきます。

続きまして35番の案件について「決定」としてよろしいでしょうか。賛成の方は「挙手」をお願い申し上げます。

<挙手全員>



(会長)

「挙手全員」ということで、「決定」とさせていただきます。

続きまして 36 番、37 番の案件について御審議お願い申し上げます。

ないようでございます。それでは 36 番の案件について「決定」としてよろしいでしょうか。賛成の方は「挙手」をお願い申し上げます。

<挙手全員>

(会長)

「挙手全員」ということで、「決定」とさせていただきます。

続きまして 37 番の案件について「決定」としてよろしいでしょうか。賛成の方は「挙手」をお願い申し上げます。

<挙手全員>

(会長)

「挙手全員」ということで、「決定」とさせていただきます。

続きまして 38 番について御審議お願い申し上げます。

ないようでございます。それでは 38 番の案件について「決定」としてよろしいでしょうか。賛成の方は「挙手」をお願い申し上げます。

<挙手全員>

(会長)

「挙手全員」ということで、「決定」とさせていただきます。

続きまして 39 番の案件について御審議お願い申し上げます。

ないようでございます。それでは 39 番の案件について「決定」としてよろしいでしょうか。賛成の方は「挙手」をお願い申し上げます。

<挙手全員>

(会長)

「挙手全員」ということで、「決定」とさせていただきます。

続きまして 40 番及び 47 番について御審議お願い申し上げます。

ないようでございます。それでは 40 番の案件について「決定」としてよろしい

いでしょうか。賛成の方は「挙手」をお願い申し上げます。

<挙手全員>

(会長)

「挙手全員」ということで、「決定」とさせていただきます。

続きまして47番の案件について「決定」としてよろしいでしょうか。賛成の方は「挙手」をお願い申し上げます。

<挙手全員>

(会長)

「挙手全員」ということで、「決定」とさせていただきます。

続きまして41番について御審議お願い申し上げます。

ないようでございます。41番について「決定」としてよろしいでしょうか。賛成の方は「挙手」をお願い申し上げます。

<挙手全員>

(会長)

「挙手全員」ということで、「決定」とさせていただきます。

続きまして42番について御審議お願い申し上げます。

ないようでございます。それでは42番に関しまして「決定」としてよろしいでしょうか。賛成の方は「挙手」をお願い申し上げます。

<挙手全員>

(会長)

「挙手全員」ということで、「決定」とさせていただきます。

最後に43番から45番について御審議お願い申し上げます。

ないようでございます。それでは43番の案件について「決定」としてよろしいでしょうか。賛成の方は「挙手」をお願い申し上げます。

<挙手全員>

(会長)

「挙手全員」ということで、「決定」とさせていただきます。

続きまして44番の案件について「決定」としてよろしいでしょうか。賛成の方は「挙手」をお願い申し上げます。

<挙手全員>

(会長)

「挙手全員」ということで、「決定」とさせていただきます

続きまして45番について「決定」としてよろしいでしょうか。賛成の方は「挙手」をお願い申し上げます。

<挙手全員>

(会長)

「挙手全員」ということで、「決定」とさせていただきます。

(会長)

続きまして、日程第5・議案第7号「農業振興地域整備計画の変更に係る農業委員会協議について」を上程いたします。今回は除外の申出が1件ございます。それでは、事務局説明お願い申し上げます。

(事務局)

それでは御説明いたします。11月に申出のあった除外につきましては、自己用住宅が1件となっております。

それでは御説明いたします。モニターを御覧ください。

申出地は宮代町■■■にごございます畑1筆で、面積は544㎡を利用する計画となっております。

事業計画者は、現在町外にお住まいです。転用目的は自己用住宅になります。権利の移転形態は、使用貸借権の設定です。

今回申出に至った経緯について御説明します。現在、申出者は都内のアパートに家族3人で住んでおります。今後の生活を考えると現在の住まいでは手狭なため、自己用住宅の建設を思案しておりました。ご両親に相談したところ、両親もだんだん高齢になってきたため、両親の様子が見られる近さに住んでほしいという話になりました。

申出地の選定にあたって、実家の両親の様子を無理なくみられるように実家の近隣の土地を探しましたが、近隣に譲って頂ける宅地や農用地区域外の農地はありませんでした。今回の申出地は農用地区域ではありますが、他に両親の近くに住むという目的を達成できる土地がないため、申出をするに至りました。

申出地の位置につきましては、位置図及び案内図を御覧ください。■■■■■から南東方向に300m程の位置でございます。航空写真で見ますと、申出地に建物が確認できると思いますが、こちらについては申出前に撤去が完了しております。現在は現況写真の通り、農地として管理されております。なお、除外後の農地種別については、第2種農地になります。

次に土地利用計画図を御覧ください。建物の建築面積は163.39㎡になります。隣接農地への被害防除については、既設ブロックで対応します。生活排水につきましては、宅地■■■■■の既存樹に接続し、■■■■■の道路側溝に放流予定です。説明は以上になります。御審議の程よろしくお願いいたします。

(会長)

それでは御審議お願い申し上げます。

ないようでございます。この件に関しまして「やむを得ない」としてよろしいでしょうか。賛成の方は「挙手」をお願い申し上げます。

<挙手全員>

(会長)

「挙手全員」ということで、この件については「やむを得ない」とすることといたします。

(会長)

続きまして、日程第6・議案第8号「令和6年度最適化活動の目標設定（案）について」を上程いたします。それでは事務局説明お願い申し上げます。

(事務局)

それでは御説明いたします。今回事前に頂いた意見によって内容の変更などは発生しませんので、議案書に同封させていただいた資料1をそのまま御覧ください。

それでは、目標設定について1ページ目から御説明いたします。「I 農業委員会の状況」については前年度から特に変わりはありません。現在宮代町に参入している農業法人については、■■■■■、■■■■■、■■■■■、■■■■■  
■■■■■、■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■の5経営体になります。続いて1ページ目裏面の最適化活動の目標を御覧ください。令和4年度5月の農業委員会で令和12年度までに管内農地面積の40%にあたる農地を集積することを目標に設定しましたが、令和5年9月に「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」を改正したことにより、集積目標を40%から56%に引き上げました。これまで

の集積面積が 187.46ha なので目標達成までの残りの集積面積は、135.66ha になります。

今年度から令和 12 年までの年数が残り 7 年なので、187.46ha を 7 年で割った数値が今年度の目標新規集積面積である 19.5ha です。

続いて、(3) 新規参入の促進の項目を御覧ください。令和 5 年度の新規参入はありませんでした。「2 最適化活動の活動目標」については前年度と同じ設定にしております。令和 6 年度の目標設定についての説明は以上となります。よろしく申し上げます。

(会長)

それではこの件について御審議お願い申し上げます。

ないようでございます。この件につきまして、「原案のとおり」としてよろしいでしょうか。賛成の方は「挙手」をお願い申し上げます。

<挙手全員>

(会長)

「挙手全員」ということですので、この件については「原案のとおり」とさせていただきます。

(会長)

続きまして、日程第 7 「報告事項」について、事務局説明お願い申し上げます。

(事務局)

それでは今回の報告事項について御説明させていただきます。

今月は各種届出の締め日が 3 月 11 日となっております。11 日までに 5 条届出が 2 件ございましたことを御報告させていただきます。以上でございます。

(会長)

ただいまの報告事項につきましては、宮代町農業委員会会長専決規定に基づく専決事項であります。このことから質疑等については割愛をさせていただきます。御了承ください。

以上をもちまして、令和 6 年第 3 回農業委員会総会における審議・報告案件の全てを終了いたします。

◎閉会

以上会議の顛末に相違ないことを証明するため署名する。

令和6年4月25日

会 長 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_